二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町西納庫字大澤三〇（次の図に示す部分に限る。）、豊根村三沢字大菅二八、三七の四、三七の一八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町牧谷一一五字筆黒谷三の四、三の五・三の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の七から三の一一まで、四の一から四の六まで、五の一から五の九まで、六の一から六の八まで、一一六字寺谷山三の二から三の六まで、四の一から四の九まで、五の一から五の三まで、五の四（次の図に示す部分に限る。）、五の五から五の一〇まで、六の一から六の一一まで、六の一五、一一七字蛇田ケ谷五の一〇から五の一四まで、六の一から六の一〇まで、一一八字魚見谷二の三から二の七まで、一一九字足谷山二の四（次の図に示す部分に限る。）、二の五、二の六（次の図に示す部分に限る。）、奥野々一二三字小裾一の二、一の三、一の三二から一の四七まで、一の四八・一の五三から一の五五まで（以上四筆国有林）、一二四字大裾一の二、一の三、一の三一まで、一二七字見谷一の二、一の三、一の六五から一の七七まで、一二九字北谷一の二、一の三九から一の五七まで、一三〇字戸谷一の二、一の四、一の五、一の七、一の一七、大谷一〇九字奥山二七、二九、三〇、三一の四、三三から三七まで、三九から四一まで、四三、四四、四六の一、四六の二、四七、四八の一、五〇から五五まで、一一八字深宮谷一、一二二字阿寺山一の三、具谷六九字桂谷七の一、七の二、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、一四、七〇字佛谷一の一、一の二、二の一、二の二、三、四の一、四の二、五の一、五の二、六、七、七一字茗荷谷二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、河野六六字深山三の三から三の一三まで、三の一六から三の九〇まで、三の一〇三から三の一〇六まで（以上四筆国有林）、今泉四一字盲谷一の一から一の三九まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町イタサワグチ二八の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町シラソレ三二・三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の二、二、四の一、四の二、五、六の一、七、一三の一、一四、二五の一、一五の二、一六から一九まで、二〇の一、二四の一、二四の二、二五の一、三三、三四、イチノセ六、一六の一から一六の三まで、一八、二一の三、シマサキ一七の一、一八の一から一八の三まで・二三・二四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二五の一、イトホラ一から四まで、五の一、五の二、六、七、一〇から一二まで、一四、一六の一、一七の一、一八の二、一八の三、一九、オオヤナ一五の一、一五の四、一五の五、一五の七、一五の一六、一五の一七、一五の二一、一六、一七の二、一七の三、一七の一〇、オコチ二六の一、二六の三から二六の五まで、二七、二八の二、二九の一、二九の二、三〇の二、カセウセ一の五、一八から二〇まで、六四、八一の一、八一の三、八二から八六まで、コガイト一四の三、一五の二、一六から一八まで、一九の四から一九の六まで、二〇、二一の一から二一の五まで、ウエノタイラ三六の一、川カド一四の一、一六の三、一六の四、一七の一から一七の三まで、一八の四、イタサワグチ二の一から二の三まで、三の二、一三、一四の一、二三、二四の一から二四の五まで、二五の一から二五の五まで、二六の一、二六の三、二六の四、二九の一から二九の四まで、三〇の一、大カサワ三の一、四、五の二、大サワ二九、五〇の一、五一、五二の二、オオタケ二六の二、二七の三、二八の一、カキソレ二二、サカエノサワ二二、二三の二、二四の一、シモヤ七の一、七の二、ススキ峠一の一から一の四まで、二九、三〇、大ワダ一〇の六、一一の四、稲武町ナメイリ二の一、二の三、ハチガクゴ三の一二から三の二二まで、三の二四、三の二九、三の二三・三の二五から三の二八まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、下タヒラ六の二、横川渡二五の一、ワデ三九の二、ホソノ二の二三、二の二四、馬野一五の三一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）